

三重とこわか国体 記録業務基本計画

三重とこわか国体の競技記録及び競技運営に関する情報（以下「競技記録等」という。）の収集・速報及び総合成績算出にかかる業務（以下「記録業務」という。）については、三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）、会場地市町及び関係競技団体が連携して円滑に業務を推進するため、「国民体育大会開催準備要項」及び「同細則」に基づくとともに、この基本計画により実施する。

1 対象競技

三重とこわか国体における正式競技及び特別競技とする。

2 記録本部

県実行委員会及び会場地市町は、記録業務の円滑な推進を図るため、それぞれ記録本部を設置する。

(1) 競技会場記録本部

会場地市町及び関係競技団体は、実施競技に関する競技記録等の処理及び発表を行い、県実行委員会へ送信するための競技会場記録本部を設置する。また、複数の会場で実施される競技については、各競技会場の競技記録等を取りまとめるための競技記録集約会場を決定する。

(2) 県記録本部

県実行委員会は、全競技の実施状況、競技記録等の収集及び発表を行い、都道府県総合成績を算出するため、県記録本部を設置する。

3 業務

(1) 競技会場記録本部

ア 競技記録等の決定

競技会場記録本部は、競技の実施状況を把握し、競技記録等を取りまとめるとともに、競技別総合成績を決定する。

イ 県記録本部への送信

競技会場記録本部は、競技記録等及び競技別総合成績を県記録本部へ送信する。

ウ 競技会場における競技記録等の発表

競技会場記録本部は、競技記録等及び競技別総合成績を競技会場において発表する。

エ 競技記録集約会場

集約会場に決定された競技会場記録本部は、その他の競技会場の競技記録等及び競技別総合成績を取りまとめ、県記録本部へ送信するとともに発表する。

(2) 県記録本部

ア 競技記録等の収集

県記録本部は、全競技の競技記録等及び競技別総合成績を競技会場記録本部または競技記録集約会場から収集する。

イ 競技記録等の発表

県記録本部は、全競技の競技記録等及び競技別総合成績を発表するとともに、記録・成績等に関する照会に対応する。

ウ 都道府県総合成績の算出、発表

県記録本部は、収集した競技記録等及び競技別総合成績から、都道府県総合成績を算出し、発表する。

4 記録システム

県実行委員会は、競技記録等及び競技別総合成績の収集並びに都道府県総合成績の算出及び発表を正確かつ迅速に処理するため、次の記録処理システムを構築する。

- (1) 競技記録等及び競技別総合成績を競技会場記録本部または競技記録集約会場から県記録本部へ速やかに送信できるシステム
- (2) 競技記録等及び競技別総合成績から、速やかに都道府県総合成績を算出できるシステム
- (3) 競技記録等及び競技別総合成績並びに都道府県総合成績を速報できるシステム

5 その他

(1) 公開競技の記録業務

競技記録等は、中央競技団体が県実行委員会へ報告する。

(2) デモンストラーションスポーツの記録業務

競技記録等は、会場地市町が県実行委員会へ報告する。

(3) この計画に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。